

ERI おこしやす京都支店

2016. 5 Vol. 19



性能向上計画認定に係る技術的審査業務(建築物省エネ法第30条) 及び 認定表示に係る技術的審査業務(建築物省エネ法第36条)を開始しました

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)が平成27年7月8日に公布され、平成28年4月1日より施行されました。

建築物省エネ法第30条では、省エネ性能の向上に資する建築物の新築または増築、改築、模様替え若しくは建築物への空気調和設備等の設置・改修について、当該計画が一定の誘導基準に適合していると判断できる場合、特定行政庁は当該計画の認定を行うことができます。

また、建築物省エネ法第36条では、申請された建築物がエネルギー消費性能基準に適合していると判断できる場合、特定行政庁は当該建築物を認定を認定し、省令で定めるとおり、当該建築物や広告等において認定を受けている旨の表示を行うことができます。

認定申請に先立ち、登録建築物調査機関等において、技術的審査をあらかじめ受けることが可能な場合があります。

日本ERIでは、性能向上計画認定に係る技術的審査及び基準適合認定に係る技術的審査を行います。

性能向上計画認定に係る技術的審査業務 (建築物省エネ法第30条)のご案内

1. 業務内容

- ・下記認定基準のうち、所管行政庁が定める基準の技術的審査
- ・法第30条第1項第1号関係
 - 外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する事項
 - 一次エネルギー消費量に関する事項
- ・法第30条第1項第2号関係(基本方針)
- ・法第30条第1項第3号関係(資金計画)

2. 業務区域・範囲

- ・日本全国
- ・住宅、非住宅建築物、複合建築物

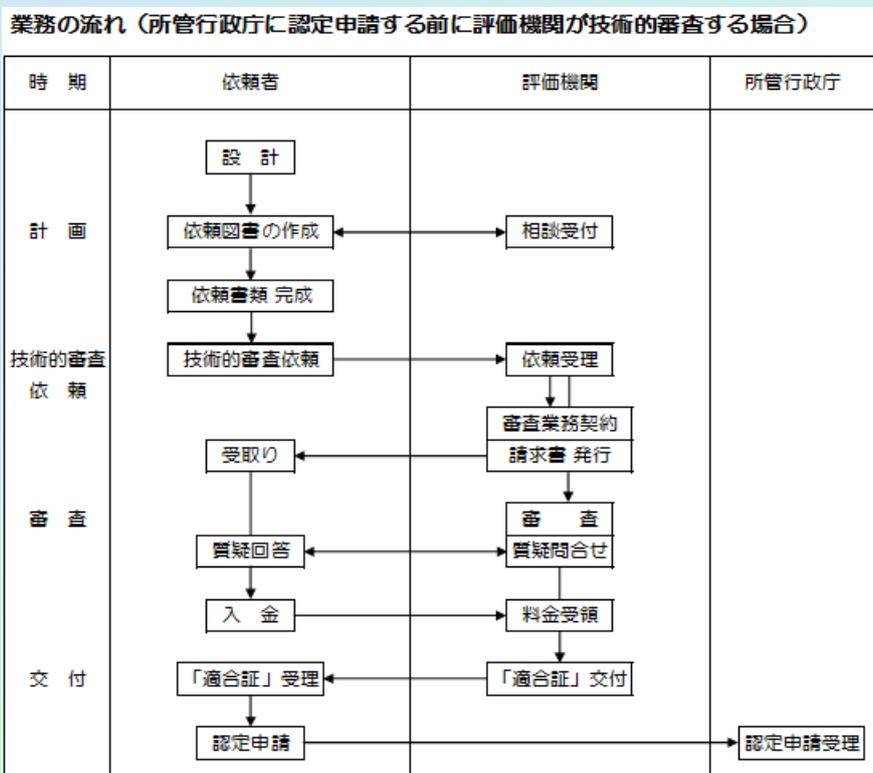
3. 業務開始日

- ・平成28年3月25日

4. 料金

- ・料金は依頼者(認定申請者)から技術的審査を引き受ける場合の料金です。
- ・所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約によります。

5. 業務の流れ



※詳細は下記ホームページをご確認ください。

http://www.j-eri.co.jp/gyoumu/gyo27_a.html

認定表示に係る技術的審査業務(建築物省エネ法第36条)のご案内

1. 業務内容

- ・下記認定基準のうち、所管行政庁が定める基準の技術的審査
- ・法第36条第1項関係
 - 外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する事項
 - 一次エネルギー消費量に関する事項

2. 業務区域・範囲

- ・日本全国
- ・住宅、非住宅建築物、複合建築物

3. 業務開始日

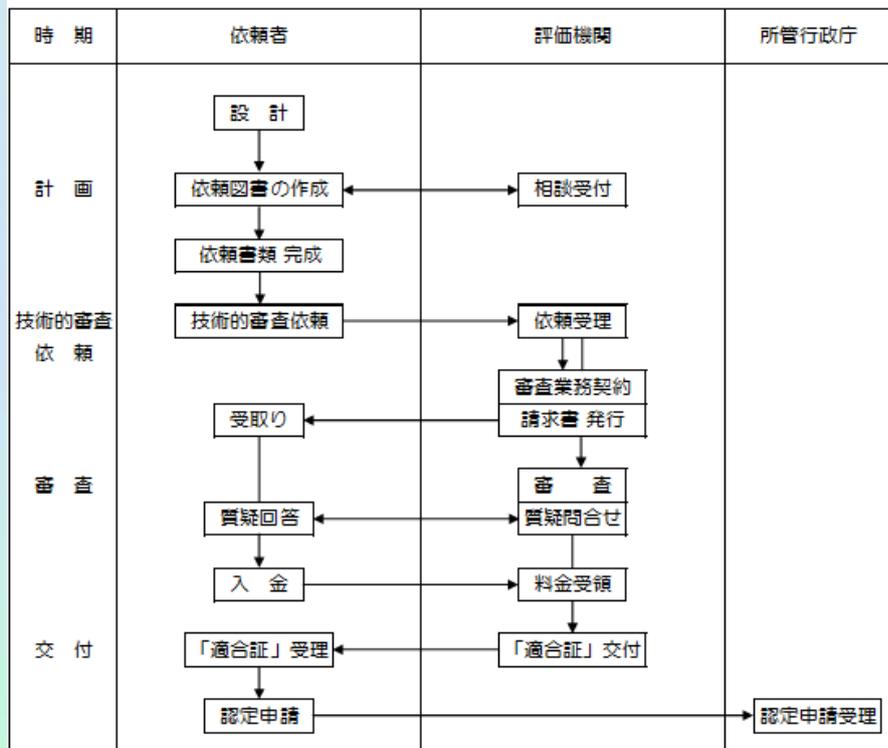
- ・平成28年3月25日

4. 料金

- ・料金は依頼者(認定申請者)から技術的審査を引き受ける場合の料金です。
- ・所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約によります。

5. 業務の流れ

業務の流れ(所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査する場合)



※詳細は下記ホームページをご確認ください。

http://www.j-eri.co.jp/gyoumu/gyo28_a.html

避難安全検証法Q&A集

●10 面積区画と堅穴区画の関連

Q. 全館避難安全検証法で堅穴区画(令第112条第9項)が緩和された場合、面積区画についても緩和して差支えないか。

A. 避難安全検証法では、面積区画の緩和は対象になっておりませんので、堅穴区画が緩和された場合でも面積区画については仕様規定を適用して別途検討する必要があります。

●11 直通階段までの歩行距離と2以上の直通階段の重複距離

Q. 避難安全検証法を適用することにより、「直通階段までの歩行距離(令第120条)」については適用を受けないが、「2以上の直通階段への重複距離(令第121条)」についても同様と考えてよいか。

A. 令第121条は、適用除外できる条文ではないため、直通階段までの歩行距離の適用を受けない場合でも、2以上の直通階段への重複距離については考慮する必要があります。

●12 複数の出口を持つ居室の検証

Q. 比較的大規模な居室では複数の出口を持つ場合があるが、階避難安全検証法において、一つの居室を出口ごとにゾーニングして計算してもよいか。

A. 階避難安全検証法では室単位で検証するため、ゾーン毎に検証することはできません。ただし、居室の出口の一に至る歩行距離を求めるときは、簡易な方法としてゾーンに分割して考えることができます。

●13 シャッター等で区画される室の扱い

Q. 火災時にシャッター等の防火区画で何区画かにわかれる大空間は、全体を1室として扱ってよいか。

A. 通常時は1室として使用している場合でも、火災発生時においては防火区画で別室状に区切られることが想定されるため、防火区画で区切られたそれぞれの区画ごとを1室として検証を行う必要があります。

●14 可動間仕切りの設けられた室について

Q. 可動間仕切りの設けられた室については、どのように検証を行うべきか。

A. 可動間仕切りを開放した状態と閉めた状態の複数通りの使用状況が考えられるため、それぞれの場合での検討を行う必要があります。

